

1. 保険契約にかかわる主な手続

1. 事業者届出申請書に所属組合の受付印を取得し、住宅あんしん保証または取次店に提出してください。
(下記 2-1)
2. 保険契約申込書等の必要書類を着工前に住宅あんしん保証または取次店に提出してください。
(下記 2-2)
3. 保険契約申込みの受理後、住宅あんしん保証または取次店より保険契約受理証を送付します。
4. 現場検査について、検査会社より保険契約申込者に連絡します。
※保険契約申込み時に、基礎配筋検査の団体検査員による自主検査が選択可能です。
5. 現場検査に合格し、引渡日が確定したら、保険証券発行申請を行ってください。

2-1. 事業者届出

あんしん住宅瑕疵保険をご利用いただくには、あらかじめ住宅あんしん保証に事業者届出が必要です。

以下の必要書類を住宅あんしん保証または取次店へご提出ください。

組合加入を確認するため、「事業者届出申請書」には、所属する組合の受付印を必ず取得してください。組合受付印の取得方法については、所属する組合にお問い合わせください。

<事業者届出 主な必要書類>

- 事業者届出申請書
- 預金口座振替依頼書
- 建設業許可証の写し（有効期間内／建設業法により許可を受けている場合）
- 宅地建物取引業免許証の写し（有効期間内／宅地建物取引業による免許を取得している場合）
- 法人登記簿謄本の写し等（個人事業主の場合は不要）

**事業者届出料は、通常 24,000 円（税別）のところ、全建総連の組合員様は 19,200 円（税別）で
手続が可能です。**

（最後に保険契約を締結した日から 10 年間、新規保険契約申込みがない場合は、新たに事業者届出が必要です。）

事業者届出申請書は、全建総連のホームページからダウンロードしてご利用いただけます。

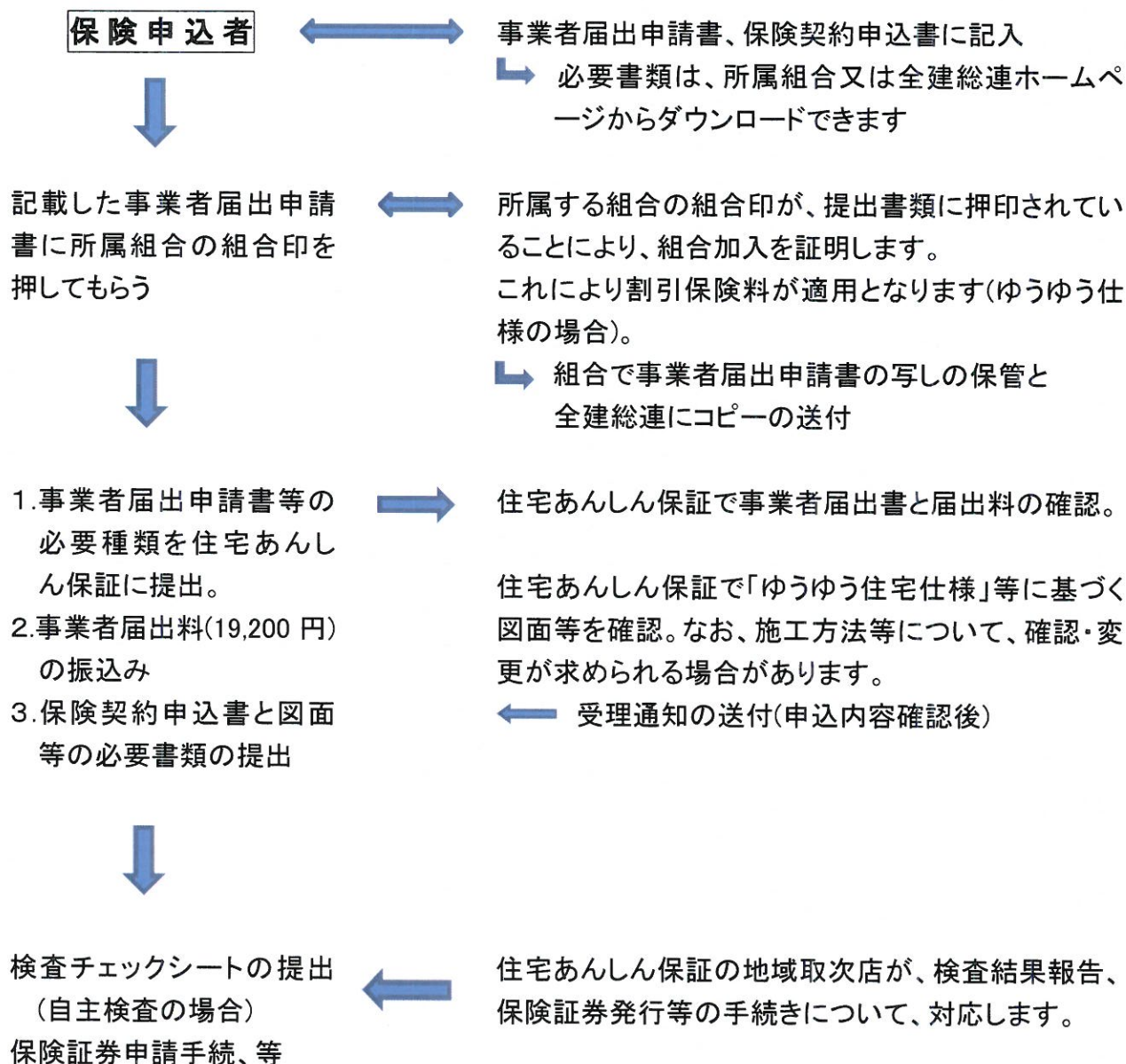
2-2. 保険契約申込み〔認定品質住宅（戸建住宅）の場合〕

次の必要書類を住宅あんしん保証または取次店へご提出ください。なお、**着工前に手続が必要**です。

<保険契約申込み 主な必要書類>

- 保険契約申込書
- 確認済証の写しまたは確認申請書第 1～6 面の写し
- 付近見取図
- 配置図
- 平面図
- 立面図
- 基礎伏図および矩計図（基礎の断面・配置・配筋状況がわかる資料）
- 2 階床伏図または 2 階の火打ち梁の位置がわかる書類（剛床工法の場合は不要）
- 防水措置の状況に関する資料：矩計図または断面図
（外壁・屋根・バルコニーの防水措置がわかる資料）
- 地盤調査報告書の写し
- 工事契約書の写しまたは発注書の写し
- 契約内容確認シート

保険契約申込の流れ



事業者届出に関する費用について

事業者届出料は通常 24,000 円 (税別) のところ、全建総連の組合員は 19,200 円 (税別) で手続ができます。

(最後に保険契約を締結した日から 10 年間、新規保険契約申込みがない場合は、新たに事業者届出が必要です)